

<総説>

わが国の高齢者虐待研究における「虐待」の定義と今後の課題： 文献的考察

筒井孝子, 東野定律

A Review of studies on elder abuse in Japan

—Problems and future issues related to the discovery of abuse and the definition of “Elder abuse” in the context of research studies in Japan—

Takako TSUTSUI, Sadanori HIGASHINO

In this study, we gathered journal articles and research reports relating to elder abuse in Japan, and examined the definitions of “elder abuse” as it has been used in the past, as well as the methods for judging the presence of abuse. Our investigation showed that there is no clear definition of “elder abuse” in Japan. It became clear that while numerous surveys have been conducted, most are indirect surveys targeting specialty professions, and that standards for determining the presence of abuse are not necessarily consistent.

To resolve the problem of elder abuse, we must clarify the content of long-term care in the home, and clearly define “elder abuse.” We have argued that because the status of long-term care in the home will become the basis for this new definition, it is important that the definition be established not only by specialist organizations, but with the added element of civic participation.

(Accepted for publication, September 30, 2002)

Keywords: elder abuse, nursing care, in-home, elderly

I. はじめに

近親者による家庭内における「児童虐待」, 「高齢者虐待」という問題は, ともに家族による養育や介護の役割について再考し, これを新たな社会問題とみなす時代の到来を意味している。これまでに両者の類似点としては, 1993年にPenhaleらが①世代間の暴力の伝達②介護者の問題行動の抑制が目標とされること③虐待の種類として, 男性は暴力, 女性は放置が多い④社会は, 家庭内暴力の存在を認めながらも調査によって明らかにしている。一方, 相違点は, 児童は, 未来の人材としての有益性から保護されるべきと考えられるのに, 高齢者は, やっかいものであると見られることが多いことや同じ暴力行為であっても, 児童に対するものは, しつけの一つと考えられるのに対し, 高齢者の場合には, 虐待とみなされる場合が多いこと¹⁶⁾

などが示されている。

この他にも, Pillemerらの調査では, 一般に, 児童は, その親にすべて依存しているが, 高齢者虐待の場合は, 虐待をしている家族がその高齢者に経済的・精神的な依存関係をもっている者も存在し, 虐待の理由は, 介護の負担の大きさだけではなく, 高齢者に依存しなければならない自分の立場への屈折した反発などもあることを明らかにしている¹⁷⁾。

わが国では, 2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が新たに成立し, 児童福祉法第25条及び児童虐待防止法第6条の規定により, 虐待を受けている子どもを早く救うために虐待を見つけやすい立場にある教師など専門家や職員に早期発見・通報の努力義務が明記された。これにより, 教師や専門家らが児童に代わり, その児童にとって最大の幸せを考えて家庭内での養育の改善を求めることも検討可能となったといえよう。

しかし, 高齢者への虐待では, たとえ当該高齢者が家族から虐待を受けていても高齢者自身の決定が最優先され

る。このため高齢者が家族との同居を希望すれば、虐待を受けていたとしても、その決定が尊重され、それを変更することは、かなり困難であることが事例研究などでも明らかにされている²⁹⁾。

近年、児童虐待が法整備をはじめ多くの施策によって、発見や予防対策がすすめられていることと対照的に高齢者虐待においては、その発見方法や発見後の対応策についても指針が示されていない。この理由の一つに、高齢者虐待が児童虐待と異なり、わが国で未だ老後の介護に関する義務とその介護水準が明確にされていないことが考えられる。しかし、2000年に実施された介護保険制度は、この介護の水準を明らかにすることが求められることになった。おそらく、これにより、高齢者虐待に関する問題は、新たな社会問題として認識されることになると考えられる。

さて、このような新たな社会問題の出現の背景やその内容を明らかにすることは、人々の問題の理解を明確化し、その問題特有の内容をその他の現象と区別することに役立つ。したがって「高齢者虐待は、どのような内容か、あるいは行為か？」を具体的に示すことは、換言すれば、高齢者虐待とは何かという定義を明らかにすることで、その問題の予防や発見する際の手助けになると考えられる。

そこで本研究では、まず、国内外の高齢者定義の分類とその内容について文献的な考察を行い、次に、これまで日本で実施された高齢者虐待の実態調査研究や調査に用いられた定義や内容について分析し、その問題点について考察することを目的とする。

II. 研究方法

介護保険制度実施前のわが国で高齢者の虐待について検討された論文について幅広く検索することを目的として、「老人」および「虐待」というキーワードによって、医学中央雑誌のデータベース、社会福祉学、日本の地域福祉という社会福祉関連の学会誌、および関連書籍、報告書などを収集した。Medlineにおいては、「elderly」および「abuse」というキーワードを用いて検索を行なった。

次に、収集された文献を年代別に、解説、原著論文、調査報告などの内容別に分類し、キーワード、研究対象、虐待事例、方法論を整理した。この中で、高齢者虐待、高齢者への不適切介護、放任、介護負担、高齢者の人権擁護に関する記述がある文献を年代、研究対象、調査内容、方法論の各項目ごとに分類し整理した。

II. 研究結果

1. 高齢者虐待に関する研究の種類と年代別の推移

わが国の高齢者虐待研究の本格的な実施は、1990年代であった。医学中央雑誌等のデータベースにより検索された文献に加え、これ以外の医療・保健・福祉領域の雑誌や書籍、合計165編を収集した結果、1980年代に発表されたものは、わずか3編だった。1990年代の文献数の推移をみると、1991年には2編で少ないが、1995年から多くの論文

が発表されるようになりとくに2000年の介護保険制度実施をはさみ、2000年は、25編、2001年は、21編が発表されており、多くの研究が実施されるようになったことがわかる。

文献の中で最も多い内容は、解説で53編である。これらの解説では、諸外国の虐待に対する取り組みを紹介した内容が8割を占め、このほとんどがアメリカ合衆国あるいは各州の取り組みであった。次いで多かったのが、イギリスであった。この他に、わが国の虐待の実態について、全国調査、あるいは、各地の調査結果を解説した内容が続いていた。また、わが国で発表されている文献のほとんどが家庭内の虐待を扱っており、施設における虐待に関する研究は、少なかった²⁴⁾。このため、本研究では、主に家庭での虐待に関する問題について考察をした。

原著論文は、46編であった。著者は、看護領域がもっとも多く、次いで多かったのが社会福祉領域であった。内容は、在宅の老人虐待の実態把握とその虐待の原因として、介護者の介護負担やストレスを検討した内容が多かった。著書も多く、主に諸外国における高齢者虐待の概念の紹介や介入の方法の事例が書かれたものが1999年までに16編あった。この他に高齢者虐待の対応策について述べた権利擁護に関する文献が14編、成年後見法に関わるものが2編、施設における虐待や抑制防止に関するものが3編あった。

2. 高齢者虐待の定義や実態把握に用いられる高齢者虐待分類とその内容

文献研究の結果、虐待の分類枠組みには、「身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放任、金銭的虐待」という5つの分類の枠組みが用いられていた。身体的虐待については、Age Concern Englandのように「なぐる、平手打ち、押し倒す」¹⁾という具体的な行為を示す場合やBlockらの定義のように「栄養失調、みみずばれのようなケガ、捻挫、擦過傷、裂傷」⁴⁾という虐待行為によって表出した結果を限定して示す場合がある。しかし、この際の結果として示された栄養失調の状態は、身体的虐待と扱う場合とWolfら²¹⁾のように介護放棄や放任として扱う場合があり、著者によって異なる。

しかし、最も一般的な定義としては、ニューヨーク市、カナダ、ロンドン市などが示しているように「身体的な苦痛や傷害を与えたり、強制的な身体拘束をする」²³⁾というように、行為そのものではなく、結果的に身体的な苦痛が生じる行為すべてといった表現が多用されている。「心理的虐待」に関しても、Age Concern Englandでは、「恐喝、非難あるいは、ののしる」といった具体的な行為を示すが、全米老人虐待センターでは、「対象となった高齢者に精神的苦痛を与える行為とみなされれば言語、あるいは言語によらない行為でも、すべて心理的虐待である」³⁴⁾としている。このため、ロンドン市のように「わざとの無視」なども心理的虐待ととらえることになる。ただし、全米老人虐待センターでは、心理的虐待は、意図的であることが判断基準に示されているため、ロンドン市の「わざとの無視」

という内容では、「無視が故意か、すなわち意図的に無視をしていること」が虐待であり、無意図的な言動や行為については、心理的虐待とはいえないという解釈を採っている。これは、WolfらやSimon、ニューヨーク市における定義で「精神的苦痛を与えること」^{19, 21, 23)}という内容の定義が意図的か否かを問わないとされたのは、大きく異なっていた。

「放任」の内容の定義については、Older Americans Act¹³⁾のように、自分でサービスを受けたい事を選択するという「自己放任」の定義を含めるか否かという明確な違いがみられる。さらに自己放任を除いた場合には、介護提供者が介護の義務を負っている否かによって虐待の有無の判断が異なる。その介護の提供に義務をおっている場合あるいは責任があるとみなされる場合に義務を果たさなかった、あるいは拒否している行為を「放任」と判断すると定義されている。つまり、「放任」では、介護をする義務あるいは責任を持った者という定義が前提としてあり、この介護提供の責任者か否かが前提条件として重要となっている。さらに、Simonらの定義では、故意に「放任」がなされていると判断されなくても、消極的な介護義務の拒否あるいは怠慢も「放任」の内容となっていた。

「金銭的虐待」については、ほとんどの定義では、違法、不法、不当、不適切にケア提供者が高齢者の財産などを自分の個人的利益のために使うこととされる。この場合、高齢者の承諾を得ないで、不当に、不適切に搾取あるいは使用するということを意味しており、金銭的虐待の有無の判断に際しては、まず、高齢者の了承を得たとしても法的には問題があり、次に、法的には認められていたとしても不当あるいは不適切な場合には、虐待行為にあたると思われるといえよう。

ただし、Older Americans Actの場合は、高齢者のお金と全財産をとりあげることとされ、理由に関わらず、この事実が「金銭的虐待」であると示されている。ロンドン市の場合も、「お金を無断で引き出す、勘定書きをごまかす」といった比較的、具体的な行為を定義の内容として示しており、この定義の内容にも多様な解釈があった。このように高齢者虐待の定義が多様で現時点でも明確でないことは、多くの研究者が指摘していることであった^{2, 7, 10)}。

3. わが国の高齢者虐待に関する調査研究における虐待の定義とその内容

主要文献の「虐待」の定義の類型とその内容について検討した結果、わが国で最初の高齢者虐待の著書を著した金子²⁵⁾は、虐待の定義をするにあたって、加害の内容別分類や加害者別分類、虐待の加害者、被害者の強弱関係の経時的状況から見た分類、あるいは老人虐待を生じさせやすい状況から独自に分類していることがわかった。この分類方法は、精神科医である著者の自らの経験や事例を基に分類したものであり、わが国の高齢者虐待研究で用いられる定義としては、独特の内容である。

わが国の高齢者虐待に関する調査研究の内容は、表2に

示したように1990年代に実施されたものが、9種類があるが、1994年に田中らによって行われた「高齢者の福祉施設における人間関係の調整に係わる総合的研究」³⁵⁾が最初の高齢者虐待の実態調査である。その中で、虐待の定義を5分類（1. 身体的暴力による虐待 2. 心理的傷害を与える虐待 3. 性的暴力による虐待 4. 介護等の日常生活上の世話の放棄・拒否・怠慢による虐待 5. 経済的虐待）に分け定義している。これらは、Wolf (1989) の定義をわずかに修正したものである。

田中らは、高齢者虐待に関する調査を、2000年までに、調査対象を在宅介護支援センターの職員³⁷⁾、社会福祉士の会員、老人クラブの会員、小・中・高校の教員³⁸⁾と変えながら、合計3回の大規模な調査を実施している。

1995年の田中、細矢、山口らによる高齢者虐待調査委員会による「高齢者虐待調査報告」²⁹⁾では、東京都医療社会事業協会会員が所属している300機関に調査を行い相談ケースを把握し代表的な事例をケーススタディしたものである。これで用いられた調査票では「老人虐待の形態」としての定義は、1. 身体的虐待 2. 心理的虐待 3. 経済的虐待 4. 介護等の日常生活上の世話の放棄・拒否・怠慢の4分類に分けられていて、内容は、1994年の田中らが定義した内容とはほぼ似た内容であった。

1996年の高崎、佐々木、谷口らによる「老人虐待と支援に関する研究—埼玉県市町村保健婦に対する実態調査から—」³³⁾では、埼玉県市町村保健婦556名に対して調査が実施され、虐待事例として挙げられた52例の分析が行われていた。この調査研究では、事例から虐待の種類を1. 身体的暴力 2. 介護拒否、放任 3. 情緒的、心理的暴力 4. 金銭的、物質的搾取 5. 性的暴力 6. その他（過干渉、自虐等）に分類し、虐待の種類に合わせて保健婦が記述した具体例から虐待内容が決定されていた。高崎らは、この方法論を用いて、1997年には、福岡（虐待事例82件）、山形（虐待事例37件）で同様の調査を行っていた⁴⁰⁾。

1997年には、大國、津村、白井らが、「高齢者虐待の全国実態調査—主として保健・福祉機関調査より—」²¹⁾にて全国の保健所、在宅介護支援センター訪問看護ステーション等4150施設を対象とした大規模な調査が行われていた。この調査で用いられた定義は、1994年の田中らの調査³⁵⁾の中で定義された5分類（1. 身体的暴力による虐待 2. 心理的傷害を与える虐待 3. 性的暴力による虐待 4. 介護等の日常生活上の世話の放棄・拒否・怠慢による虐待 5. 経済的虐待）が採用されていた。以上の調査研究では、いずれもいずれも高齢者虐待の割合が高いこと、しかも、その虐待の種類は、「放任」であることが共通している。

この他に、同年に発表された「高齢者の安全確保に関する調査研究事業報告書高齢者虐待の実態に関する調査研究—高齢者虐待の実態に関する調査研究—」³⁶⁾の第2章には、わが国の調査研究で用いられた定義の紹介がなされていた。これらの定義の中で異なった定義とその内容を示していたのは、大塩が作成した定義であった。大塩が作成し

た虐待の定義は、1995年に寝たきり予防研究会が行った調査の中で用いられていたが、この定義は、放任の分類が細かく4つ（意図的放任、無意図的放任、意図的自己放任、無意図的自己放任）に分かれて定義されており、新たに言語的虐待という定義が加わっており、独自の内容となっていた。

その後の研究は、全10編のうち6編が調査研究で、1994年の田名らの調査³⁵⁾で採用された5分類（1. 身体的暴力による虐待 2. 心理的傷害を与える虐待 3. 性的暴力による虐待 4. 介護等の日常生活上の世話の放棄・拒否・怠慢による虐待 5. 経済的虐待）が採用されていた。

また、介護を専門職とする職員の虐待に関する意識として、田中他がおこなった「在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査研究報告書」³⁷⁾では、在宅における虐待行為29行為と施設における虐待行為27行為を虐待の内容とし、その行為の実施を虐待の有無と考えていた。この結果から、家庭における行為として29行為中19行為、施設においては27行為中9行為を虐待行為として意識しているという結果が示されていた。このように虐待の有無の判断資料を得るための虐待の行為に関する意識調査が1990年代には、行なわれていたが、その定義の内容についてコンセンサスを得るには至っていなかった。

IV. 考察

1. わが国における高齢者虐待調査研究における問題

高齢者虐待の分類内容として、わが国で「放任」という虐待が多いことは、全米レポートで虐待の中心的形態が「暴力」(19.1%)²⁰⁾であったのと異なり、1993年に発表されたイギリスでのギャロッドの調査⁹⁾ほうに類似している。この理由は、高齢者虐待の発見方法に拠るものと考えられる。なぜなら、虐待の発見は、一般に、まず、第三者が、その虐待場面を目撃すること、次に、虐待の被害者である高齢者自身からの訴えがあること、あるいは、高齢者の身体に残る不可解な傷や介護者に対しておびえる等の行動や言動のおかしさといった介護場面や第三者が、その高齢者と家族の様子、居室の状況を観察して推測するという手段しかないからである。第三者である保健医療福祉専門職が虐待を発見するのは、多くの場合、訪問時の高齢者と介護者の様子や居室の状況の観察によるため、虐待は、まず「放任」を発見することになると予想されるのである。この発見に際しての問題として、専門領域の違いによって「あるべき介護」の基準が異なることは、これまでも指摘され⁸⁾、同様に「高齢者虐待」の判断基準も大きく異なることも推察される。しかも在宅における食事、排泄、更衣といった介護に関わる方法や療養環境の整備は、個人々の家庭の方針、あるいは経済状況という内容に大きく影響を受けており、高齢者に対する介護の不適切さや虐待の判断基準は、地域によっても異なることが明らかにされている²⁹⁾。

例えば、中村ら²⁸⁾の調査のように調査票に虐待の具体

的な事例を示し、このような事例をみたことがあるかという調査方法の工夫も行なわれているが、提供された事例を調査者がどのように受け取るかは、定義の分類と同様にその調査者の経験に依存することとなり、客観的な判断基準とはいえない。また不適切な介護と高齢者虐待というそれぞれの言葉からイメージされる内容は、個々の介護の経験によっても大きく異なることが予想される。

高齢者虐待の調査研究のほとんどは、保健医療福祉専門職らによる間接的な質問紙郵送調査法が採られていた。しかも、これらの調査に際しては、調査説明会も実施されていないため、高齢者虐待という行為を判断するための共通認識は、共有されていないという問題があったことを示している。

以上のように、高齢者虐待に関する調査研究の特徴は、第一に、調査方法として、社会福祉施設や訪問看護ステーションなどの保健医療機関に勤務する社会福祉士、看護師、介護福祉士などの医療保健福祉領域専門職への間接的な質問紙調査方法が採用され、虐待の有無の判断は、調査対象となった個々の看護職や社会福祉専門職にまかされていたこと。第二に調査研究の際に用いられた高齢者虐待の定義の分類は、Wolf (1989)²¹⁾の定義を微調整して採用したものがほとんどで、わが国の扶養に関する文化や嫁や娘が介護を行なうという介護者の特徴をふまえて、独自に検討されたものはないこと。第三に、全国的な調査研究は、同一の研究者グループが調査対象を変えながら、繰り返し実施する傾向があるため、グループ間では、定義には大きな変更はされないが、別のグループとの話し合いによって、共通のコンセンサスを得ようという動きはないこと。第四に、ここ10年間に行われた調査からは、いずれも高齢者虐待の割合が高いこと、しかも、その虐待の種類は、「放任」であること³⁵⁾が明らかになったが、以上の結果は、高齢者虐待の定義の内容についてさらに検討すべきことを示している。

2. 高齢者虐待の定義のあり方と今後の課題

定義が必要であると考えられる理由は、これが社会問題であり、個別の特別な家族にのみ存在する問題でないこと。すなわち、高齢者虐待は、普遍的な何らかの社会サービスを媒介とした解決方法が検討されなければならない社会問題としての性質があると考えられるからである。しかし、この高齢者虐待の定義に関しては、わが国だけでなく、Bennettが「高齢者虐待の定義の困難さは、出版されている文献すべてを貫く主要な論旨となっている」³⁾と述べており、アメリカ合衆国やイギリスなど西欧先進諸国で困難な課題として認識されている。例えば、1980年代から1990年代にかけて、アメリカ合衆国では、多くの研究者が高齢者虐待について独自の意見を発表しつつづけるだけで、各々の研究者が明らかにした調査結果に対して、共通のコンセンサスを作らないまま研究が続けられていた。この現状に対し、高齢者虐待の範囲を決めなければ、結局、高齢者虐待という問題を把握することに失敗し、その因果

関係を明らかにすることもできないという危機感から、1986年には、高齢者虐待の定義についての研究者間のコンセンサスを得るために専門家会議が開催された。だが、ついに、この会議でも普遍的に承認できるような定義が存在しないことを明らかにしただけで「会議は失敗だった」¹⁸⁾と評価されて終わっている。

こういった社会問題に関わる行政的な研究を開始する際に、その問題の定義が重要とされる理由は、最初になされる定義が、この問題に対して、目標をどう定め、どう対処すべきかを決定する際に常に関わりをもつからである。高齢者虐待は、社会問題であり、その解決が個人的な家族関係によってなされるのではなく、行政が介入しなければならない理由は、これが、すべての介護を要する高齢者に発生する可能性があり、その対応においては、社会的なサービスによる解決が必要との認識があるからといえよう。

さて、わが国のこれまでの研究によって明らかにされた高齢者虐待事例は、多くの国民にとっては、これまでの介護を要する高齢者の在宅での「ふつうの暮らし」が虐待と示されているものが含まれている可能性があることは重要である。これは、多くの調査結果から虐待の分類で最も多いものが「放任」であること、さらに、虐待をしていると判断された家族のほとんどが「虐待をしているという認識がなかった」³⁶⁾と回答していることから推察される事実である。この結果からは、わが国の現在の社会や文化や時代に適合した高齢者虐待とは何かという事象を客観的に判断できるような定義の設定をめざすことが必要であることを強く示唆するものである。たとえば、その指標として、その高齢者が脱水症状を起こしていたという事実を証拠に高齢者虐待があったと判断する場合には、基準値として、高齢者のタンパク質・エネルギー低栄養状態（protein energy malnutrition, PEM）²⁷⁾を示すアルブミン値を測定した結果、標準値よりも著しく低かったというようなevidenceに基づいた結果によって老人虐待を発見する方法も検討すべきであろう。

また、家庭における介護者の立場を、介護を行なう義務や責任がある者として扱うか否かによって、虐待の定義の内容は異なる。家族による放任の場合の多くは、法的な対応が難しい。これは、Formbyも指摘しているように、合衆国でも家族に何らかの介護義務があるとして、これを根拠に「家族による介護放棄を犯罪として告発するのは難しい」⁶⁾と考えられている。わが国でも、萩原が「虐待を受けた高齢者の9割が何らかの保健福祉サービスを受けていたにも係らず、虐待の予防や解決には至らなかった」²²⁾と述べており、家族による虐待は認知されていても有効な対策がとれなかったという事実を明らかにしている。

しかし、介護保険制度の実施によって、在宅で要介護認定の訪問調査が義務付けられたことは、高齢者虐待を発見する契機になるのではないかと²⁶⁾との考察を裏付けるように、2002年には、実際に、介護支援専門員からの虐待情報が市町村の介護保険担当課に寄せられている現状が報告³⁰⁾され、この問題の解決策のひとつとして、介護支援

専門員に対する高齢者虐待に関する研修の実施や彼らが行っていることができる簡易な評価指標の開発等といった方向性が示されたといえよう。

新たな社会問題としての虐待を予防するために必要なことは、虐待を法律によって取り締まることではなく、その前提である社会的規範としての高齢者介護の規準や家族の扶養義務の範囲を明らかにすることであると考えられる。そして、規範に基づいた定義とその判断に関する明確な指標づくりが専門家だけでなく、多くの市民によって行われ、虐待防止のための方策の検討が行われ、高齢者定義の内容が検討されることが今、必要とされていると考えられる。

引用・参考文献

- 1) Age Concern England. Abuse of Elderly People - Guidelines for Action -. Age Concern England 1991
- 2) Bennett, G., Kingston, P. Elder Abuse: Concepts, Theories and Interventions. London: Chapman Hall 1993
- 3) Bennett, G.C.J. 'Action on Elder Abuse in the '90s: New Definition Will Help', Geriatric Medicine, April 1990 ; 53-4
- 4) Block, M.R., Sinnott, J.D. The Battered Elder Syndrome : An Exploratory Study. Maryland: University of Maryland Press. 1979
- 5) Eastman, M. Old Age Abuse. Mitcham Age Concern England 1991
- 6) Formby, W.A. Should elder abuse be de-criminalised? A justice system perspective. Journal of Elder Abuse and Neglect 1992; 4(4): 121-30
- 7) Garrod, G. The mistreatment of older people . Generations review 1993; 3(4): 9-12.
- 8) Glendenning, F. What is elder abuse and neglect? In P. Decalmer and F. Glendenning (eds), The Mistreatment of Elderly People. London: Sage 1993
- 8) Garrod, G. The mistreatment of older people. Generations review 1993; 3(4): 9-12.
- 10) Johnson, T. Critical issues in the definition of elder abuse. In K. Pillemer and R. Wolf (eds), Elder Abuse. Dover, MA: Auburn House 1986
- 11) Joseph J Costa. Abuse of Elderly. D.C Health Company 1984
- 12) Lau, E., Kosberg, J.I. Abuse of the Elderly by Informal Care Providers Aging. 1979; 299-301: 11-15.
- 13) Older American Act
- 14) O' Malley, Helen. "Elder Abuse : A Review of Recent Literature" Legal Research and Services for the Elder Abuse Project. Boston, Massachusetts, May 1978
- 15) Peter Decalmer, Frank Glendenning. Mistreatment of Elderly People. Sage Publications Ltd. 1993
- 16) Penhale, B. The abuse of elderly people. British Journal of Social Work 1993; 23(2): 95-112
- 17) Pillemer, K., Wolf, R. Elder Abuse: Conflict in Family. Dover, MA: Auburn House 1986
- 18) Pillemer, K.A., Finkelhor, D. 'The Prevalence of Elder Abuse: A Random Sample Survey', The Gerontologist 1988;

- 28(1): 51-7
- 19) Simon Biggs, Chris Phillipson, Paul Kingston. Elder Abuse in Perspective. Open University Press. 1995
- 20) Tataru.T. Finding the nature and scope of domestic elder abuse with the use of state aggregate data :summaries of key findings of national survey of state PS and aging agencies. Journal of Elder Abuse and Neglect 1993; 5(4): 35-6
- 21) Wolf . R.S, Pillmer. K.A. Helping Elderly Victims. New York: Columbia University Press. 1989.
- 22) 萩原清子, わが国における高齢者虐待の発生と福祉援助の課題 - 「高齢者処遇研究会」実態調査から - 月刊地域福祉情報No30 ; 1994 : 17
- 23) いのうえせつこ. 高齢者虐待. 新評論 1999 : 30-31
- 24) 市川和彦. 施設内虐待 - なぜ援助者が虐待に走るのか -. 誠信書房 2000 : 10-11
- 25) 金子喜彦. 老人虐待. 聖和書店 1987 : 195-220
- 26) 小山秀夫. 「高齢者の人権と虐待問題」. 月刊介護保険 47 ; 2000 : 26-29
- 27) 松田朗, 杉山みち子, 小山秀夫, 平成7年度老人保健事業推進等補助金研究「老人にふさわしい医療サービスの開発と評価に関する研究 - 在宅老人患者の栄養管理に関する研究 -」報告書, 1996
- 28) 中村雪江, 細矢次子, 山口いね子他. 高齢者虐待調査報告 東京都医療社会事業協会社会対策部 高齢者虐待調査委員会 1995年3月
- 29) 大井田隆他, 厚生科学研究費補助金長寿科学研究総合事業「介護サービスにおける権利擁護の行政的評価に関する研究」報告書, 2001
- 30) 大井田隆他, 厚生科学研究費補助金長寿科学研究総合事業「介護サービスにおける権利擁護の行政的評価に関する研究」報告書, 2002
- 31) 大國美智子, 津村智恵子, 臼井キミカ他. 高齢者虐待の全国実態調査 - 主として保健・福祉機関調査より - 財団法人長寿社会開発センター 1997年3月 : 73-74
- 32) 大國美智子他. 平成9年度高齢者の保健福祉に関する特別調査研究「高齢者ケアにおける人権擁護に関する研究」報告書 財団法人長寿社会開発センター委託事業高齢者虐待防止研究会 1998年3月 : 97
- 33) 高崎絹子, 佐々木明子, 谷口好美他. 老人虐待と支援に関する研究 - 埼玉県市町村保健婦に対する実態調査から - 東京医科歯科大学医学保健衛生学科老人看護学講座老人虐待プロジェクト 1996年1月 : 17
- 34) 多々良紀夫, 二宮加鶴香. 老人虐待 ~ アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいるか ~. 筒井書房 1994 : 12-14.
- 35) 田中荘司, 副田あけみ, 荒木乳根子他. 高齢者の福祉施設における人間関係の調整に関わる総合的研究 高齢者処遇研究会 1994年6月 : 88
- 36) 田中荘司, 大塩まゆみ, 大國美智子他. 高齢者の安全確保に関する調査研究事業報告書高齢者虐待の実態に関する調査研究 - 高齢者虐待の実態に関する調査研究 - 財団法人長寿社会開発センター 1997年3月 : 9, 34-52
- 37) 田中荘司, 副田あけみ, 荒木乳根子他. 在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査研究報告書 高齢者処遇研究会 1998年3月 : 32-33, 39
- 38) 田中荘司他. 平成10年度財団法人はあと記念財団助成事業「わが国における一般市民の高齢者虐待に関する意識調査」報告書 高齢者処遇研究会 1999年3月 : 13-14, 19
- 39) 津村智恵子, 臼井キミカ, 大國美智子他. 平成9年度社会福祉・医療事業団(長寿社会福祉基金)助成事業 在宅高齢者虐待の対処と予防・早期発見への支援事業報告書 - 高齢者虐待事例検討, 講演会, 専門職への人権意識調査 - 大阪老人虐待研究会 1998年3月 : 116
- 40) 佐々木明子, 高崎絹子, 小野ミツ他. 平成7年度第1回訪問看護・在宅ケア研究助成事業研究成果報告書「高齢者虐待予防と看護支援に関する研究」財団法人日本訪問看護振興財団 1996年6月 : 32-33